

手続きチェックシート

離婚される方へ

市民課

あおいろ

離婚

◆当事者間に離婚される意思の合致がある「協議離婚」と裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。

◆協議離婚の場合、離婚届用紙に夫婦双方が署名し、証人(成年2人)の署名のうえ、届出ください。

◆調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から 10日以内に届出をしてください。

関連する手続きは、
次のページです

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※ 離婚届を代理の方が提出するとき

届書に届出人本人の署名がされ、必要事項が記入されている場合は、本人以外の方でも届書を提出することができます。

本人以外による提出の場合は、本人確認のため後日届出人本人に郵便で通知を送ります。なお、届書の内容に不備があり、訂正や記入していただく必要がある場合は、その場で受理できないことがありますのでご了承ください。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他か ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に
2点か
必要なもの

・資格確認証 ・年金手帳
・介護保険被保険者証
・顔写真付きの社員証、学生証など

代理の方が手続きするときは・・・

- 1 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただきます。



滑川市役所

〒936-8601
滑川市
寺家町104番地

◆市役所代表電話
076-475-2111

◆開庁時間
午前 8時30分 ~ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

離婚

に関連するおもな手続き

本人確認書類（説明は表面）をお持ちください。

課名の下に書いてある色は、窓口看板の色です。

下記にあてはまりますか？ <small>チェック</small>	手続き	必要なもの	受付窓口
----------------------------------	-----	-------	------

住所 戸籍

<input type="checkbox"/>	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	マイナンバーカード（お持ちの方）	市民課 1階① 475-1304
<input type="checkbox"/>	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届		
<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード	
<input type="checkbox"/>	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい方	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）	※受付窓口でご相談ください	
<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります		

保険

<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入中で、姓が変わる方、世帯構成が変わるなど資格情報のお知らせや資格確認書の記載に変更がある方	手続き不要	後日、医療保健課から新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書が送付されます。	医療保健課 保険の手続きは、マイナンバーカードが必要です。（お持ちでない方は本人確認書類）	1階⑦ 医療保険係 475-1339
<input type="checkbox"/>	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書	市民課	1階② 475-1304
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の口座振替→手続きされない方は普通徴収（納付書払い）	国民健康保険税の口座振替→手続きされない方は普通徴収（納付書払い）	・通帳 ・通帳届出印	税務課	1階⑤ 市民税係 475-1265
<input type="checkbox"/>	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください ※支所での手続きは郵送対応	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	医療保健課 保険の手続きは、マイナンバーカードが必要です。（お持ちでない方は本人確認書類）	1階⑦ 医療保険係 475-1339
<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	手続き不要	後日、富山県後期高齢者医療広域連合から新しい資格確認書が送付されます。		

下記にあてはまりますか？ <small>チェック</small>	手続き	必要なもの	受付窓口
----------------------------------	-----	-------	------

子ども

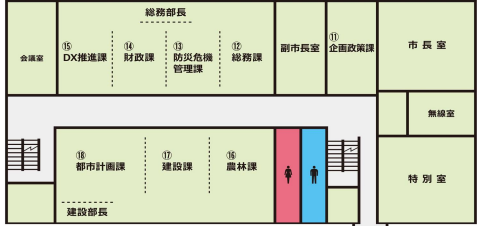
<input type="checkbox"/>	保育園・認定こども園・幼稚園等に入園している子どもがいる方	住所・氏名・世帯員変更など	※受付窓口でご相談ください	子育て応援課	西館 1階 ^⑩ 475-1486
<input type="checkbox"/>	児童手当の受給対象児童がいる方（0歳～18歳）	児童手当の受給者変更など ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請ください	※受付窓口でご相談ください	子育て応援課	西館 1階 ^⑩ 475-1489
<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格証をお持ちの方（0歳～18歳）	こども医療費受給資格証の変更・喪失	・こども医療費受給者証 ・子の保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル ^① の保険証情報画面等）		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等になる方	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の受給対象児童がいる方	特別児童扶養手当の受給者や扶養義務者の変更など		福祉課	東別館 1階 ^⑳ 475-1377
<input type="checkbox"/>	小・中学校の児童生徒がいる方	保護者変更の連絡		教育総務課	西館 3階 ^㉓ 475-1479
<input type="checkbox"/>	小・中学校の児童生徒がいる方で、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	詳しくはお問い合わせください		

障がい

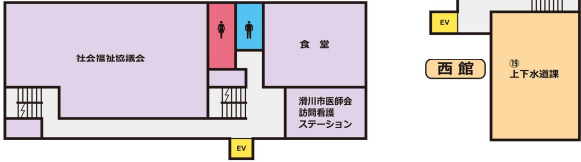
<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	福祉課	1階 ^㉗ 475-1377
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者等医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります		

※ 裏面に庁舎案内図（1・2階）を載せています

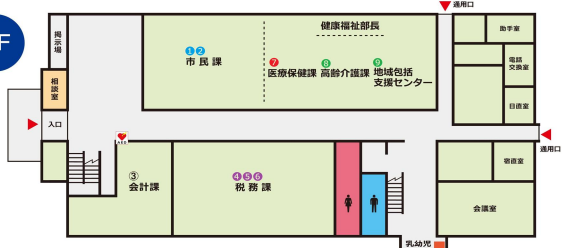
2F



東別館 旧市民会館



1F



東別館 旧市民会館

